

南丹市長交際費の支出状況の公表に関する要綱

平成20年10月31日

告示第255号

改正 平成23年3月31日告示第109号

平成27年5月1日告示第117号

平成31年3月29日告示第95号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南丹市情報公開条例(平成18年南丹市条例第9号)第16条の規定に基づき、市政に関する情報を積極的に提供するため、市長交際費の支出状況の公表(以下「公表」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する情報)

第2条 公表する情報は、市長交際費の支出に係る情報のうち、次に掲げる情報とする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出日
- (3) 支出内容等
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる情報のうち、個人情報を保護する上で必要と認められるときは、当該情報の全部又は一部を公表しないことができる。

(公表の時期)

第3条 公表は、毎月15日までに当該月の前月に支出された市長交際費について行うものとする。

(公表の方法)

第4条 公表は、市のホームページに掲載するとともに、市長公室秘書広報課において閲覧に供することにより行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年11月1日から施行し、同日以後に支出される市長交際費について適用する。

附 則(平成23年3月31日告示第109号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月1日告示第117号)

この告示は、平成27年5月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第95号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。